

## 埼玉県報

号外第 25 号 令和元年(2019 年) 10 月 28 日 月曜日

#### 目 次

#### 告示

- 埼玉県議会臨時会の招集(財政課)
- 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定による告示(畜産安全課)

### 告 示

# 埼玉県告示第五百八十六号

次の事件について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項

の規定により、令和元年十月三十一日に埼玉県議会臨時会を招集する。

令和元年十月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

付議する事件

一 令和元年度埼玉県一般会計補正予算(第四号)

二 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

### 告 示

# 埼玉県告示第五百八十七号

とを命ずる。 豚及びいのししの所有者に対し、 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、 次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けるこ

令和元年十月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一実施の目的

豚コレラの発生の予防

一実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育 してい る豚及び  $\mathcal{O}$ しでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の

長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和元年十一月 日日 から令和二年三月三十一日までの間におい て当該家畜の所

在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

六 その他

実施 0 細部 に 0 11 て は、 当該家畜  $\mathcal{O}$ 所在地を管轄する家畜保健衛生所の 長の指

示による。